

山形県立米沢養護学校合併浄化槽保守点検及び清掃業務委託仕様書

この仕様書は、山形県立米沢養護学校合併浄化槽保守点検及び清掃業務委託について、大要を示すものであるから、仕様書に記載されていない事項であっても必要と認められるものについては、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 目的

浄化槽法第8条及び第9条の規定に基づき、山形県立米沢養護学校に設置されている浄化槽の保守点検及び清掃を行う。

2 業務委託対象設備及び実施回数（1年間当たり）

対象設備	項目	数量	単位	備考
合併浄化槽 分離接触 ばっ気方式 200人槽	浄化槽保守点検（2回/月）	12	月	
	消毒	6,993	錠/年	
	浄化槽清掃（第一沈澱分離槽 29.372 m ³ 、 第二沈澱分離槽 14.851 m ³ 、汚水ポンプ 槽 5.3 m ³ 、消毒槽 2.52 m ³ ）	52.043	m ³	
	雑消耗品、諸経費	1	式	

※入札金額は、上記数量を参考に委託契約期間3年の総額（税抜き）で記入すること。

3 業務内容

- （1） 浄化槽保守点検は環境省関係浄化槽法施行規則第2条の保守点検の技術上の基準に基づき点検を行うこと。また、業務終了後、遅滞なく実施報告書を提出すること。
- （2） 浄化槽清掃は環境省関係浄化槽法施行規則第3条の清掃の技術上の基準に基づき清掃を行うこと。また、業務終了後、遅滞なく実施報告書を提出すること。

4 実施時期

- （1） 浄化槽保守点検は月2回、平日に行うものとする。
- （2） 浄化槽清掃は年1回、8月の平日に行うものとする。

5 一般注意事項

- （1） 受注者は、業務従事者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全法等の労働関係法令を遵守すること。また、受注者は、業務責任者については正規職員や社会保険被保険者を配置すること。
- （2） 酸欠防止等業務実施中の安全衛生、災害防止に必要な措置を講じること。
- （3） 業務に使用する機械、器具及び材料等は、すべて受注者の負担とする。ただし、業務に必要な光熱水費は県の負担とする。